

## 一般社団法人ひまわり行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年3月1日 ～ 令和13年2月28日までの5年間

2. 内容

目標1：小学校第3学年修了までの子を養育する社員が利用できる、有給の子の看護等休暇制度を導入する。

<対策>

- 令和8年3月～ 制度の詳細検討（時間単位・中抜けでの取得が可能で、1年度に10労働日付与される有給休暇制度の導入）
- 令和8年3月～ 就業規則の改定、労働基準監督署への届出
- 令和8年3月～ 社内への制度周知

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率30%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、取得率75%以上

<対策>

- 令和8年3月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）

目標3：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。月平均の法定時間外労働が60時間以上の社員をゼロ

<対策>

- 令和8年4月～ 管理職を対象とした時間外労働削減等に向けた意識改革のための研修を実施